（別記３　別紙様式第４号）

令和７年　９月　　１日

令和６年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
（女性農業者グループの活動支援）計画書

1　地域取組主体の概要

| | | |
|---|---|---|
| 名称 | あんこめ研究所 | |
| 所在地 | 兵庫県美方郡香美町香住区矢田９４４－１ | |
| 代表者 | 三浦　由紀子 | |
| 主な組織の事業内容<br>（注1） | ・農業経営力の向上を目的とした素材・商品の共同開発<br>・各地域の女性農業者組織との交流や新規女性就農者へのサポート<br>・県内外で開催されるイベントへの参加<br>・地域振興に向けた取組 | 女性農業者の人数：８人<br>（注2） |

（注1）主な組織の事業内容は、具体的に記載する。
（注2）構成員の所在地が複数の都道府県に跨る場合、所在する都道府県名をそれぞれ記入すること。

2　事業実施体制

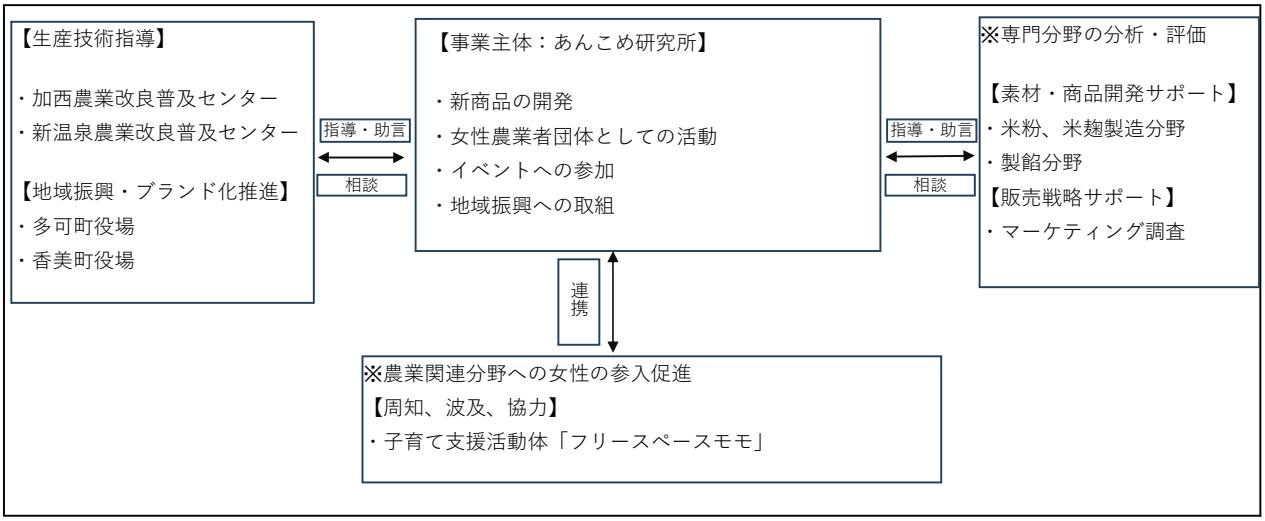


（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3　女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組に係る計画

（１）地域内で活動する場合（注）

| 取組区分 | ①商品等開発　②先進地視察　③会員募集・農業体験の受入等に係る取組<br>④研修会　⑤マルシェ開催に向けた取組　⑥その他 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分番号 | 時期 | 内容 | | 実施回数 | 参加する女性農業者の人数 | 備考 |
| ①商品等開発（企業との連携を伴わないもの） | R7.12 | ア | ○商品開発（素材の加工・分析）<br>原材料の発酵と加工による商品の企画開発<br>実施場所：あんこめ研究所<br>範囲：各女性農業者、素材研究の専門家 | 1 | 8 | |
| ①商品等開発（企業との連携を伴わないもの） | R7.12、R8.1 | イ | ○商品開発（商品化とレシピ）<br>商品の高付加価値化に向けた機能性を含む分析、レシピ考案<br>実施場所：あんこめ研究所<br>範囲：各女性農業者、商品開発の専門家 | 2 | 8 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑥その他（市場調査） | R8.1 | ウ | ○試作商品のマーケティング<br>地域マルシェ等において市場調査を実施<br>試食のうえ、甘味、食感、色彩などの評価をアンケート調査により実施<br>実施場所：東京、大阪<br>範囲：女性農業者、マーケティング専門家<br>調査方法：試食をしてもらい二次元コードを用いてスマホでアンケートに回答していただく。（回答は、試食後すぐと試食品持ち帰り後の2通りを想定しており、味の評価以外の容量・デザイン・保管状況・容器の扱いやすさ・容器の廃棄に関する意識の度合いも追跡調査する。）<br>・対面での情報収集及び感想聞き取りも実施。<br>・アンケート結果をもとに今後の商品開発について検討。 | 2 | 3 | |
| 計 | | | | 5 | 19 | |

（注1）取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際は、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

（注2）「内容」の欄に取組の実施場所・範囲についても記載すること。

（注3）「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること

（２）都道府県を越えた活動が含まれる場合（注）

| 取組区分 | ①商品等開発　②先進地視察　③会員募集・農業体験の受入等に係る取組<br>④研修会　⑤マルシェ開催に向けた取組　⑥その他 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分番号 | 時期 | 内容 | | 実施回数 | 参加する女性農業者の人数 | 事業費（千円） | 国庫補助金 | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（注1）取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際は、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

（注2）「内容」の欄に連携の内容、取組の実施場所・範囲についても記載（都道府県を越える連携・活動内容について明記）すること。

（注3）「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること

（３）企業との協働が含まれる場合（注）

| | |
|---|---|
| 協働する企業名 | |
| 具体的な取組内容 | |

（注1）企業と協働して取り組む内容を記載すること。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。